工期設定ガイドライン (共通編)

令和6年3月

中日本高速道路㈱

目 次

1.	策定の背景	と目的]	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2.	対象工事		•	•		•	•		•		•	•	•			•						3
3.	用語の定義		•	•		•	•		•		•	•	•				•	•				4
4.	適正な工期	設定	•			•	•		•			•					•		•			5
4	一1 工事务	栓注準值	備段	踏	i	•	•		•		•	•	•			•	•	•				5
	4-1-1	全体	工其	月に	含	む′	べき	ŧ E	当数	女•	其	肥	¶Ø.)討	沅	2		•				5
	4-1-2	施工	こ必	少要	な	実	日娄	女の)算	土	1				•	•		•				6
	4-1-3	工期	没定	Ξの	条 [·]	件明	归力	产 等	É						•			•				7
4	-2 施工段	设階 •		•		•									•	•		•			-	1 4
	4-2-1	工事	工程	呈ク	IJ.	ティ	ィナ	ון ל	<i>ال</i> ا	パス	ζŌ.) }	も 本	Ī			•				-	1 4
	4-2-2	工期(の変	更更	<u>-</u>	•							•								-	1 6
	4 - 2 - 3	丁期(かず	百	1	坐 -	ว ≣็	吉信	百什	ኑ ፉ	- 安	百介)	· 耳	ī						-	1 6

1. 策定の背景と目的

(1) 策定の背景

政府は平成29年3月28 日「働き方改革実現会議」において、従来では時間外労働規則の適用除外となっていた建設業においても、改正労働基準法施行の5年後に(令和6年4月1日から)罰則付き上限規制の一般則を適用する「働き方改革実行計画」を策定したところである。この「働き方改革実行計画」において、建設業における以下の取組みが示された。

- ① 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する会議を設置。
- ② 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進めあわせて業界等の取組みを支援。
- ③ 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための制度的な対応を含めた取組み。
- ④ 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上。

こうした取組みの一環として国交省は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン 平成29年8月28日」、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ 平成30年7月2日」が策定され、このガイドラインなどに沿った建設業の生産性向上等、適切な工期設定に向けた取組みを推進することにより、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、建設業への働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくこととしている。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議 決定)抜粋

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日 の推進等の休日確保など、民間を含めた発注者の理解と協力が不可欠であ ることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規則の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

また、令和元年6月12日に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)が公布され、建設業法第19条の5において著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するとともに、同条に違反した発注者に対し、建設業法第19条の6に基づき国土交通大臣等から勧告されることとなった。今般、建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成し、令和2年7月31日付けでその実施が勧告された。

中日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 中日本」という)が発注する工事においては、「工事の契約から現場着手までの期間が十分確保されていない」、「特記仕様書に規定されている制約条件(現場着手時期等)が工期設定に反映されていない」、「工事で実施する準備期間が十分確保されていない」、「施工規模から見て適切な工期設定となっていない」など業界団体等から多くの声が寄せられている状況となっている。

こうした国の施策及び現状を踏まえ、NEXCO 中日本は、時間外労働の是正、週休2日の確保を推進するための環境整備の一つとして、適正な工期設定が行える指標として、『工期設定ガイドライン(共通編)(以下「工期設定ガイドライン」という)』を策定した。工期設定ガイドラインにおける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法(コスト)によって施工する際に必要となる期間のことを指す。そのため工期設定ガイドラインでは、工程のクリティカルを考慮し、工種毎に標準施工能力から標準施工日数の算出が可能な「工期設定ガイドライン(各編)」を参考とすることで、組織や担当者により同規模・同条件の工事において設定する工期にバラツキがなく、適正な工期設定が行えるガイドラインとして制定したものである。

(2) ガイドラインの目的

- ① 働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、長時間労働の是正、 週休2日(4週8休)を確保した工事での対応など、適正な工期を設定 するためにガイドラインを策定。
 - ✓ 当該工事の規模及び難易度、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮した工程及び施工計画を作成し、現場の生産性向上も踏まえ、建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことの

ないよう環境整備を図る。

- ② 組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程 作成が可能となるようガイドラインとして策定。
 - ✓ 各工種の共通事項を整理した「工期設定ガイドライン(共通編)」及び工種毎の標準施工能力から施工に必要な工事期間(供用日数)を算出する「工期設定ガイドライン各編」を整備。本ツールは同規模、同条件の工事において設定する工期を均一化する指標として活用する。

工期設定ガイドライン(共通編 令和6年3月)

工期設定ガイドライン(舗装編 令和6年3月)

工期設定ガイドライン(橋梁編 令和6年3月)

工期設定ガイドライン(土工編 令和6年3月)

工期設定ガイドライン(トンネル編 令和6年3月)

(3)発注者の役割

発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用により、環境整備に配慮した適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により、後工程における長時間労働につながりかねない。よって、発注者は、工事に関連して必要となる許認可に係る手続を確認し、関係機関と協議したうえで、設計図書において施工条件等をできるだけ明示することが求められる。

公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、工期設定ガイドラインに沿って適正な工期を設定することが求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事入札契約適正化法や公共工事の品質確保の促進に関する法律に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。

2. 対象工事

工期設定ガイドラインは、NEXCO 中日本が発注する工事を対象とする。

ただし、災害等応急復旧工事や現場施工が1週間未満等の工事規模が小さい工事 は除く。

3. 用語の定義

(1) 工期

契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

(2) 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計図書の照査、 現場事務所の設置等の作業を実施する期間であり、工事の始期から本体工事 (工事目的物を施工するための工事)や仮設工事(工事の施工及び完成に必要 とされる各種の仮工事)の着手までの期間をいう。

※「土木工事共通仕様書、又は施設工事共通仕様書」(以下「仕様書」という)の 着工日は、準備期間内の 現場事務所等の設置、資機材の搬入、仮設工事また は測量等を開始することをいい、設計図書に定めのある場合を除き工事の始 期日より30日以内に着工することを定めている。

(3) 詳細設計期間

PC構造物または、鋼構造物の基本設計完了後に行う設計に必要な期間をいう。

(4) 工場製作期間

プレキャスト構造物、鋼構造物、機器製作に必要な材料手配及び工場における製作に必要な期間をいう。

(5) 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、「日当たり標準施工量」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、施工体制は1パーティーを基本に設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティー数を変更して良いものとする。

(6) 作業休止日数

土曜、日曜、祝日(国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日をいう)、1 2月29日から翌年1月3日までの期間、夏期休暇(3日間)(以下「休日」という)、降雨等の気象条件による休止日及び施工上の一時的な待ち日数をいう。

(7) 供用日数

機械が工事現場に供用される日数とし、稼働率の算出に用いる供用日数は以下のとおり。

供用日数=運転日数+降雨等の気象条件による休止日+休日+施工上の一時的な待ち日をいう

(8) 稼働率

建設機械器具における供用日数に対する運転日数の比率を示したものをいう。

(9) 冬期休止期間

寒冷・多雪地域における気象等の条件による休止日をいう。

(10)後片付け期間

工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃のほか、工事記録写真、工事記録情報、出来形調書等の整備等に要する期間をいう。

4. 適正な工期設定

NEXCO 中日本が発注する工事については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「公共工事品質確保法」という。)第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、作業員等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、工事における請負契約の受注者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められることから、下記各段階において適正な工期を設定するものとする。

4-1 工事発注準備段階

4-1-1 全体工期に含むべき日数・期間の設定

適切な工期設定等を検討するに当たっては、発注者は関係機関協議を十分に 行い、不確定要素を排除したうえで、施工条件等を適切に工期へ反映させるこ とが重要である。

なお、全体工期の設定は、以下の(1)準備期間~(6)後片付け期間のうち(3)工場製作期間を除く日数・期間が重複しないよう適切に設定する。

(1) 準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を標準的な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。なお、記載の無い工種は最低30日を必要日数とし、工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
一般土木工事	70日	舗装工事(修繕)	90日
トンネル工事	110日	橋梁補修工事	90日
P C上部工工事※	100日	塗装工事	60日

工種	準備期間	工種	準備期間
鋼橋上部工工事※	120日	道路付属物工事	80日
舗装工事(新設)	80日	土木補修工事	80日

※橋梁のリニューアル工事はPC上部工又は鋼橋上部工を適用

(2) 詳細設計期間

P C 構造物及び鋼構造物の詳細設計の期間は、工事規模、橋梁形式、既設構造物の照査など、作業内容を考慮し適切に設定する。なお、詳細設計の期間は、 受注者の照査期間を含め 1 2 ヵ月を目安とする。

(3) 工場製作期間

プレキャスト構造物、鋼構造物及び機器の工場製作期間については、製作材料の調達困難や製作工場での新型コロナウイルス感染症の影響、製作機器、規模、構造を考慮して設定するものとする。

(4) 施工に必要な工事期間(供用日数)

施工に必要な工事期間は、施工に必要な実日数を工種毎に定められた稼働率 を用いて算出するものとする。

施工に必要な工事期間=施工に必要な実日数(日) ÷稼働率(%)

(5) 作業不能日として工事全般にわたって考慮すべき事項

工期設定においては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」又は「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン」3. 1条件明示に示す事項を考慮するものとする。

(6)後片付け期間

後片付け期間は、60日を標準的な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

なお、後片付け期間には、工事しゅん功届の提出要件となる工事記録写真、 工事記録情報、出来形調書及び変更設計図面、施工実態調査、諸経費動向調査 等の整備も含むものとする。

また、工期延期の協議が必要な場合であっても、現場作業(工事目的物の施工)と後片付けが重複しないよう工期を設定するものとする。

4-1-2 施工に必要な工事期間(供用日数)の算出

舗装、橋梁、拡幅・スマートIC土工、トンネルの工期の設定に当たっては、 以下の「工期設定ガイドライン(各編)」による。

- ・工期設定ガイドライン(舗装編 令和6年3月)
- ・工期設定ガイドライン(橋梁編 令和6年3月)
- ・工期設定ガイドライン(土工編 令和6年3月)
- ・工期設定ガイドライン(トンネル編 令和6年3月)

4-1-3 工期設定の条件明示等

工期設定に係る条件については、工期設定ガイドライン4-1-1 全体工期に含むべき日数・期間の設定における各項を設計図書に明示するものとする。

<特記仕様書記載例>※必要に応じて記載すること

●. 工期に関する事項

●-1 工期への基本加算条件 【必須事項】

工期には、施工に必要な実日数 (実働日数)、共通仕様書 1 - 13の作業休止日、降雨等の気象条件による作業不能日及び一時的な待ち日数に記載されている以外に、以下の事項を基本加算している。

準備期間	〇日間 (設計照査期間30日を含む)
詳細設計間	〇日間 ※必要に応じ
後片付け期間	〇日間
その他の作業不能日	〇日間(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)

[※]その他の作業不能日は工期設定に影響する項目がある場合に記載する。

●-2 工期への影響事項

全体工事等に影響がある事項については以下のとおりとし、●. 工事用地等に関する事項及び●. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項、●. 関連施設その他との関係、●作業休止日及び作業抑制期間等に関する事項以外については下記のとおりとする。

影響箇所	工事内容	期間(時間等)
STAOO	盛土工	〇年〇月中旬~〇年〇月下旬

[※]上記の他に特別に工期に影響のある事項がある場合は記載する。

●工事用地等に関する事項

●-1 工事着手可能時期

契約書第16条第1項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は、工事着手可能時期以前に工事に着手してはならない。

(1) 保安林関係

測点	場所	面積	工事着手可能時期			
STA〇〇付近	〇〇市〇〇町	約〇〇〇㎡	〇年〇月上旬			
(2)用地関係			_			
測点	場所	面積	工事着手可能時期			
STAOO付近	〇〇市〇〇町	約OOO㎡	〇年〇月上旬			
(3)埋蔵文化財関係						
測点	場所	面積	工事着手可能時期			
0=100011100		44 2				

約〇〇〇㎡ | 〇年〇月上旬

STAOO付近 | OO市OO町 |

●-2 工事用地等

共通仕様書1-9-1に規定する受注者が使用可能な工事用地等は次の とおりとする。

場所	面積	使用目的	期間	備考
OOIC内	約O㎡	工事用機械の	〇年〇月上旬~	使用後は現況
		仮置き	〇年〇月下旬	復旧とする

●-3 工事用地等の使用

受注者は前項の工事用地等を使用する場合には、使用に先立ち監督員に使用計画確認願を提出し、確認を受けるものとする。使用終了後は使用完了届を提出し、跡片付け等の確認を受けるものとする。

●-4 受注者が確保すべき工事用地等

共通仕様書 1 - 9 - 2 に規定する受注者が確保すべき工事用地等は下表のとおりとする。

場所	面積	使用目的	期間	備考
〇〇市〇〇町	約O㎡	●●橋●●橋	対象橋脚の構造	使用後は現況
		脚の構造物掘	物掘削開始から	復旧とする
		削	埋め戻し完了ま	
			で	

受注者は、本工事を施工するため前述の工事用地又はそれ以外の用地として、第三者の用地を使用する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出するものとし、使用完了後は跡片付け等の確認を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとして、別途支払は行わないものとする。

●-5 プラント敷地

(1)位置及び面積

プラント敷地は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに面積等は、下表のとおりとする。

名 称	地 先 名	面積	使用目的
〇〇プラント敷地	〇〇市〇〇町	約〇〇〇㎡	アスファルトプラント

なお、上記以外の箇所にプラントを設置する場合は、監督員の確認を得る ものとする。

(2) プラント敷地の使用

プラント敷地は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までを期限として発注者が借地し、受注者に無償で貸与するものとする。受注者は、この敷地について本工事を完成する目的以外に使用してはならない。

(3) プラント敷地の原形復旧

原形復旧の範囲は、プラント、営繕物等の仮設工作物及び残材等の撤去及

び基面の整形までとする。なお、受注者は原形復旧完了後、監督員の確認を 受けるものとする。また、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単 価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

- ●. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項
- ●-1 土取場
- ●-1-1 土取場の位置

土取場は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに土取可能量は、下表のとおりとする。

名 称	地 先 名	土取可能量	土取可能時期
〇〇土取場	〇〇市〇〇町	約〇〇〇㎡	〇年〇月上旬~
			〇年〇月中旬

●-1-2 ○○土取場

- (1)本土取場は、他事業及び本特記仕様書〇に示す〇〇工事の受注者も土取りを行うので、採取にあたっては連絡を緊密に行い互いに工事に支障を来たさないようにしなければならない。
- (2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。
- (3) 本土取場の土代金及び補償費は、有償(土代金〇円、借地費〇円、補償費 〇円)とする。これらに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。
- (4) 本土取場における土運搬(ダンプ走行)は、平日の〇時から〇時までとする。
- (5) 受注者は、土取り完了後監督員に通知し、整地及び跡片付け等の確認を受けるものとする。
- ●-2 自工区外盛土場
- ●-2-1 自工区外盛土場の位置

共通仕様書2-6-3に規定する自工区外盛土場は、「位置図」に示す箇所 とし、その名称、地先名並びに盛土可能量、盛土可能時期は、下表のとおり とする。

名 称	地 先 名	盛土可能量	盛土可能時期
〇〇盛土場	〇〇市〇〇町	約〇〇〇㎡	○年○月上旬~
			〇年〇月中旬

●-2-2 ○○盛土場

- (1)本盛土場は、他事業及び本特記仕様書〇に示す〇〇工事の受注者も盛土を 行うので、盛土材搬入にあたっては連絡を緊密に行い互いに工事に支障を来 たさないようにしなければならない。
- (2)本盛土場は、本特記仕様書〇に示す〇〇工事により、盛土の敷均し及び転 圧作業を行う。盛土材の搬入にあたっては、関連工事と連絡を緊密に行い、 互いに工事の支障とならないようにしなければならない。

- (3) 本盛土場は、本工事にて敷均し及び転圧作業を行うものとする。これに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。
- (4) 本盛土場の土代金及び補償費は、無償とする。
- (5) 本盛土場の土代金及び補償費は、有償(土代金〇円、借地費〇円、補償費 〇円)とする。これらに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。
- (6) 本盛土場における土運搬(ダンプ走行)は、平日の〇時から〇時までとする。
- (7)受注者は、盛土完了後監督員に通知し、整地及び跡片付け等の確認を受けるものとする。

●. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、次のとおりである。

(1) 道路関係

位 置	路 線 名	管理者名	摘要
STAOO付近	国道〇号線	国交省〇〇事務所	

(2) 河川・水路・ため池関係

位 置	河 川 名	管理者名	摘要
STAOO付近	一級河川〇川	国交省〇〇事務所	漁業権設定あり
			(〇〇漁業協同
			組合)

(3) 鉄道関係

位 置	路 線 名	管理者名	摘要
STAOO付近	〇〇線	〇〇鉄道(株)	

(4) 電力·通信等施設関係

位 置	施 設 名	管理者名	摘要
STAOO付近	〇〇線(架空) 〇〇線(埋設)	〇〇電力㈱	〇年〇月までに発注 者(管理者)で移設 予定

(5) 上水道関係

位 置	施 設 名	管理者名	摘要
STAOO付近	〇〇線	〇〇市	〇年〇月までに発注 者(管理者)で移設 予定

(6)下水道関係

位 置	施 設 名	管理者名	摘要
STAOO付近	〇〇線	00市	〇年〇月までに発注
			者(管理者)で移設
			予定

(7) 権利関係

位 置	権利の内容	管理者名	摘要
STAOO付近	第〇種共同漁業権	〇〇川漁業	一級河川〇〇川
		協同組合	

(8) 通信施設(光ケーブル等)

位 置	道路名	光ケーブル等	光通信ケーブル等	摘要
		管理者	近接工事管理者	
STAOO付近	〇自動車道	中日本高速	中日本高速道路㈱	路肩部
	(〇り線)	道路(株)	〇〇事務所長	
		KDDI(株)中日本		
		テクニカルセ		
		ンター		

(9) 交通量計測設備、路温計(本線埋設物)

道路名	埋設位置	施設管理者	摘要
〇〇自動車道	Oり線 OOKP	中日本高速道路㈱	

(10) 速度計測設備(本線埋設物)

道路名	埋設位置	施設管理者	摘 要
〇〇自動車道	Oり線 OOKP	〇〇県警察本部	

上記(O)、(O)項の撤去移設(仮移設を含む)は発注者が行う。ただし、受注者の施工上の理由から再移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に再移設計画書を監督員に提出するものとする。

(11) その他

支障物件及び埋設物等については、受注者は別途監督員が通知する埋設物の 一元管理図等を用いて、工事着前に十分調査を行うものとし、移設・防護等の 必要が生じる場合は、監督員と協議するものとする。また、受注者は上記以外 の埋設物等を発見した時は、監督員に報告し、その指示に従わなければならな い。なお、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるも のとする。

(12) 発注者が行う法令等に基づく届出等

本工事の施工にあたり、発注者が行う関連施設管理者との法令等に基づく届出等に関しては、別表一〇のとおりである。なお、別表一〇以外に届出等が必要となった場合には別途、監督員より通知するものとする。

また、現場における当該工種の工事着手にあたっては、発注者からの工事打 合簿による、所定の届出等の手続きの完了通知をもって行うものとする。

●. 作業休止日及び作業抑制期間等に関する事項

● - 1 冬期休止期間

共通仕様書 1 - 13の規定による他、〇月〇日から翌年〇月〇日までの期間は冬期休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

また、トンネル工事に必要な除雪に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、冬期休止期間において、全ての現場作業を休止する場合にあっては、共通仕様書1-7-1(2)6)に定める期間として、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。この場合、受注者は事前に監督員に対し、全ての現場作業を休止する旨を書面にて届出るものとし、現場保全・警備を受注者の責により行うものとする。

●-2 作業時間

本特記仕様書〇に示す〇〇工事用道路を使用して行う土運搬は、〇〇時~〇〇時以外の時間に行ってはならない。

●-3 夜間作業

トンネル、ケーソン及び〇〇作業(工事)については、共通仕様書1-1 3の規定にかかわらず、夜間作業を行うことができるものとする。

ただし、トンネルずりは自工区以外に〇時から翌日〇時までの夜間に搬出を行ってはならない。

●-4 河川内工事における施工時期

○級河川○○川の河川内の施工については、下表に示す期間中に行うものとする。

構造物名	期間	摘要
〇〇橋	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	

ただし、河川管理者との協議等により変更が生じた場合には、これに従うものとする。なお、受注者の責に帰さない理由により上記期間内に作業を完了することが出来ないと判明した場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。

●-5 既供用路線部分に関する作業抑制期間

共通仕様書1-13の規定による他、下表に示す期間は高速道路上での交

通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う場合は、受注 者は理由を付した書面を監督員に提出し、その確認を得なければならない。

作業抑制期間	適用区間	摘要
4月下旬~5月上旬	〇〇白郡市塔	ゴールデンウィーク交通混雑期
8月下旬~8月中旬		夏季交通混雑期
12月下旬~1月上旬	0010~0010	年末年始交通混雑期

具体的な期間については、監督員より別途指示するものとする。

また、上記期間は予定であり、交通混雑状況等により変更する場合がある。 その場合、受注者はその指示に従うものとし、これに伴い施工等に大幅な変 更が生じる場合は、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議 し定めるものとする。

●-6 交通規制作業日

高速道路上での交通規制を伴う作業については、共通仕様書1-13の規 定にかかわらず下表及び監督員の指示する日に施工しなければならない。

施行箇所	規制及び作業期間	規制内での 工事内容
〇〇自動車道	規制方法:昼夜間連続車線規制	
0010~0010	規制時間:平日○∶○○~休前日○∶○○	

●-7 通行止め規制

本工事における本線、インターチェンジ又は休憩施設等の通行止め規制を 伴う、作業時期及び内容については、下表に示すとおりとする。

施工場所	規制方法	規制予定時期	規制予	規制内での
			定時間	工事内容
〇〇自動車道	夜間通行止め	〇年〇月上旬	0:00~	OOI
0010~0010		~〇年〇月上旬	翌0:00	
		(全〇夜間を予定)		

上記規制時期及び規制時間は予定であり、詳細については監督員より別途 指示するものとする。

また、関係機関との協議等により、通行止め規制の内容及び規制内での工事内容について、変更を指示する場合がある。この場合、その施工方法等について受注者と監督員とで協議し定めるものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

4-2 施工段階

4-2-1 工事工程クリティカルパスの共有

一般的に建設工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる条件で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件による工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。このうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。

円滑な協議を行うため、施工当初(準備期間内)において工事工程(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限等("誰が""いつまでに処理し" "どの作業と関連するのか")について、週間工程会議等を活用し受発注者で共有するものとする。

なお、工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合には、 速やかに工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工 事工程表を共有するものとする。

【工事工程の共有例】

設計図書の照査期間を含む 書類作成期間を含む 椞 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 10月 11月 12月 ◆ 1~P2間 上部工施工 「場工婦士 超2d~| V <日童 日童 日本 ■ 国际中 I 令和○○年 4月 1日 ~ 令和△△年 12月 20日 (○○日間) 工事工程表(参考) 1 ■令和〇〇年〇月〇日完了予定 → 令和○○年○月○日 供用開始 I ı ı (II 期) ı I 〇〇高速道路 〇〇橋 (銅上部工)工事 ! ──令和○○年○月○日完了予定 発汗者 発注者 発注者 受注者 受注者 発注者 受注者 (工事名) 〇〇自動車道 〇〇〇工事 (受注者名) 株式会社 □□□□建設 2) STA 〇〇砂防指定地内行為許可申請 2. 関係機関との協議完了予定時期 1)STAOO付近 令和O年O月O日 2)STAOO付近 令和O年△月△日 1)STAOOG-Bx部迂回路行政協議 STA△△STA△△間 橋梁下部工 工事用地等に関する事項 3.関連工事に関する専項 1)STA△△A1, A2, P1, P2 STAOO~STAOO間 土工 1)STA□□C-Bx部迂回路 1) 県道〇号線拡幅工事 2) STA△△P3, P4, P5 STA口口 付け替え道路 STA口口C-Bx迂回路 STA△△ P1橋脚 STA△△ P2橋脚 STAΔΔ A2橋台 STAΔΔ A1橋台 STA□□ 流路工 STA△△ P3橋脚 STA△△ P4橋脚 STA△△ P5橋脚 4. 都分引渡し STA 🗆 C-Bx 5. 都分使用 6. その他 〇特記事項 後片付け

4-2-2 工期の変更

工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに 工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工事工程表 を共有するものとする。

なお、工事工程表に変更が生じる事項が発生した場合には、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」、「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」により、受発注者間で協議し適切に対応するものとする。

4-2-3 工期の変更に伴う請負代金額の変更

工期の変更に伴う請負代金額の変更については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」または「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン」により、受発注者間で協議し適切に対応するものとする。